

八幡市分譲マンション建替検討費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、円滑な合意形成による分譲マンションの建替えを支援するため補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付及び交付額)

第2条 市長は、マンション(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。)に規定するマンションをいう。以下同じ。)の建替えを行おうとする管理組合(同法に規定する管理組合をいう。以下同じ。)に対し、マンションの建替えのための調査に係る費用として、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は一のマンションにつき1回限りとし、交付額は50万円を限度とする。

(対象となるマンション)

第3条 補助金の交付を受けることができるマンションは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 八幡市内に所在する分譲マンションであること。
- (2) 市長が別に定める分譲マンション管理組合の登録に関する要綱により、登録済の管理組合であること。
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数の2分の1を経過していること。
- (4) 容積算定対象外面積を除く延床面積の2分の1以上が住宅用途であること。
- (5) 区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が10人以上であること
- (6) 地区面積(マンションの敷地面積をいう。)がおおむね1,000平方メートル以上であること。
- (7) 管理組合において、建替えを検討するための委員会等の組織を設けていること。
- (8) 補助を活用して建替えを検討することについて、区分所有法に規定する集会の議事として決議されていること。
- (9) 区分所有法に規定する建替え決議若しくは区分所有者全員の総意による建替え決議又はこれに準ずる措置がなされていないこと。

(対象となる経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) マンションの現状調査に要する経費
- (2) 区分所有者等の意向調査又は意向確認に要する経費
- (3) その他、マンションの建替えのための調査に係る費用
(申請等)

第5条 補助金の交付の申請、決定、請求等については、次条に基づき定めるもののほか、八幡市補助金等交付規則（昭和50年八幡市規則第25号）を適用する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。